

第1章 公的年金の意義と役割

1 少子高齢化の進行

我が国の平均寿命は世界一の水準に達し、人口構造の高齢化が進む一方、生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進んでいます。また、総務省の「平成20年人口推計年報」（平成21（2009）年4月公表）

による平成20年10月1日現在の人口は1億2,769万人で、同調査の平成19年10月1日現在の人口と比べて7万人の減少となっており、我が国が「人口減少社会」を迎えつつあることが明らかになってきています。

〈図表1-1〉65歳以上人口割合等の推移と見通し

	65歳以上人口／全人口	65歳以上人口／20歳以上65歳未満人口
昭和35（1960）年	5.7%	10.6%（9.5人で1人）
昭和45（1970）年	7.1%	11.7%（8.5人で1人）
昭和55（1980）年	9.1%	15.1%（6.6人で1人）
平成2（1990）年	12.0%	19.6%（5.1人で1人）
平成7（1995）年	14.5%	23.2%（4.3人で1人）
平成12（2000）年	17.3%	27.9%（3.6人で1人）
平成17（2005）年	20.2%	33.1%（3.0人で1人）
平成20（2008）年	22.1%	37.0%（2.7人で1人）
平成42（2030）年	31.8%	58.2%（1.7人で1人）
平成67（2055）年	40.5%	85.0%（1.2人で1人）

（資料）総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」

＜図表1-2＞平均寿命の推移 (単位：年)

	平均寿命	
	男	女
昭和35(1960)年	65.32	70.19
昭和45(1970)年	69.31	74.66
昭和55(1980)年	73.35	78.76
平成2(1990)年	75.92	81.90
平成7(1995)年	76.38	82.85
平成12(2000)年	77.72	84.60
平成17(2005)年	78.53	85.49
平成20(2008)年	79.29	86.05

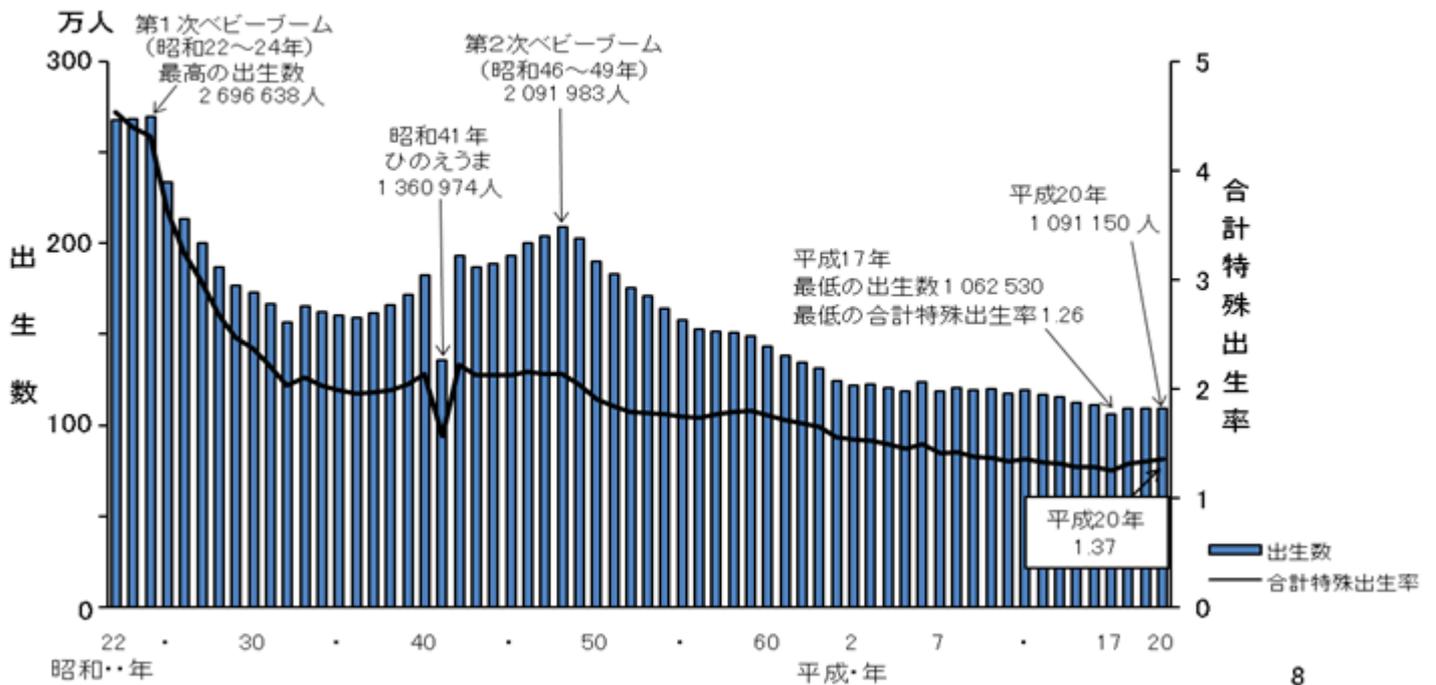
(資料) 厚生労働省統計情報部「平成20年簡易生命表」

＜図表1-3＞平均寿命の国際比較 (単位：年)

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2008	79.29	86.05
アメリカ	2006	75.1	80.2
イスラエル	2007	78.8	82.5
韓国	2007	76.15	82.7
フランス	2008	77.5	84.3
アイスランド	2008	79.6	83.0
イタリア	2006	78.44	83.98
ノルウェー	2008	78.31	82.95
スウェーデン	2008	79.10	83.15
スイス	2007	79.4	84.2
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

(資料) 厚生労働省統計情報部「日本人の平均余命」

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



2 公的年金が果たす役割

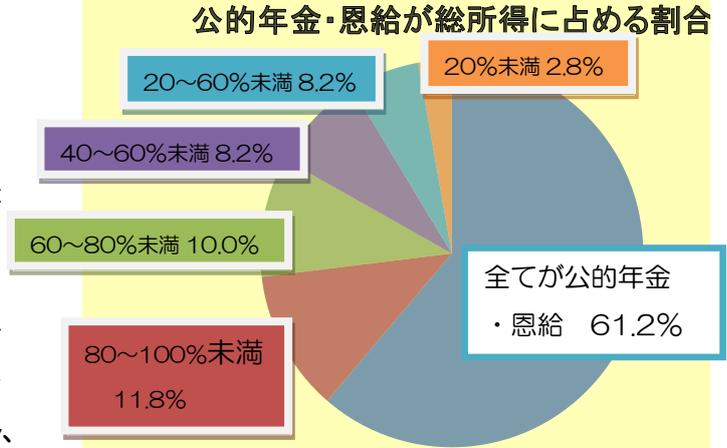
長寿化による国民の老後期間の伸長のほか、

- ・産業構造の変化（工業化等）
- ・都市化
- ・家族（世帯）の在り方の変化
- ・国民意識の変化

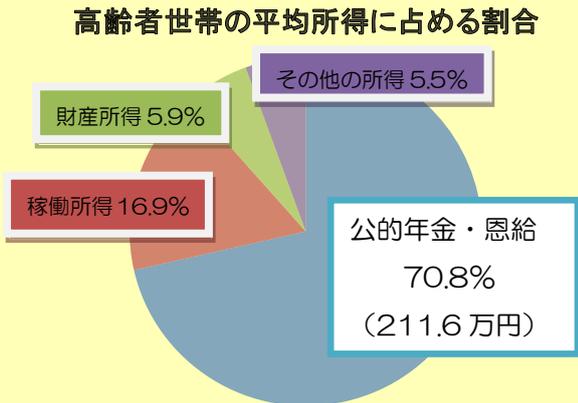
などに伴い、子どもからの仕送りなどの私的扶養のみによって老後生活を送ることが困難になっています。

こうした中で、公的年金は、高齢者世帯の所得の約7割を占め、国民の4人に1人が年金を受給するなど、今や老後生活の柱として定着し、国民生活に不可欠な役割を果たしています。

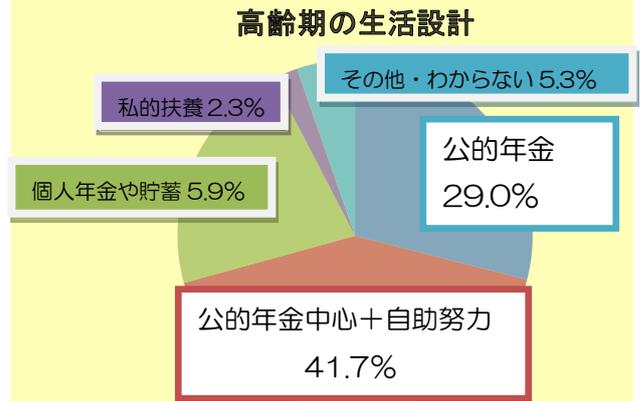
〈図表1-6〉6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



〈図表1-5〉年金は高齢者世帯の収入の7割

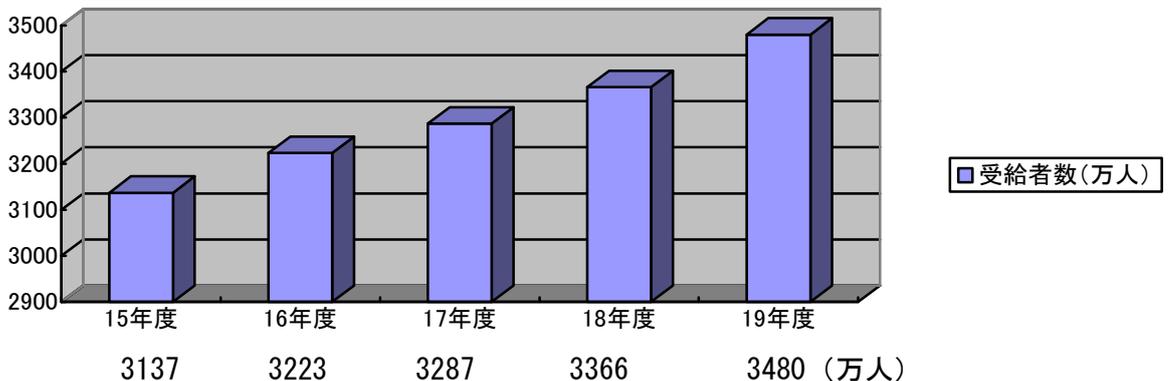


〈図表1-7〉高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



社会保険事業の概況（社会保険庁）

〈図表1-8〉国民の4人に1人が年金を受給



3 公的年金の基本的考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立ててその運用益とともに個人に返す（＝積立方式）のではなく、現在の現役世代の納める保険料によって現在の高齢者の年金給付を賄うという、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代間扶養の仕組みによって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているからこそ、

- ・賃金や物価に応じて給付額をスライド
- ・受給権者が亡くなるまで終身年金を支払い
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

といったことが可能になっているのです。

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、本来、個人における損得を考慮すべきではなく、また公的年金における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じる

ことは適当ではないことに留意する必要があります。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金は、(1)で述べたような長所があり、さらに公的な制度であるからこそ、

- ・給付費等に対する国庫負担が行われること
- ・支払った保険料は全額税制上所得から控除されること（社会保険料控除）

など、私的年金にはない有利な措置が講じられています。

私的年金（個人年金や貯蓄）は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズに対応する役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保していくべきものと考えられます。

公的年金制度は、本来、損得で論ずる問題ではありませんが、あえて計算したとしても、「払い損」にはなっていません。

〈図表1-9〉世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5.1倍	3.4倍	2.8倍	2.5倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,700万円
年金給付	1,400万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	2,500万円
比率	4.5倍	2.7倍	1.9倍	1.6倍	1.5倍

(注1)保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定しています。

(注2)65歳から60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで年金を受給するものと仮定しています。

(注3)保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2016年～):賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%)

(注4)【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。